

# 平成 28 年度愛媛県計画に関する 事後評価

令和元年 12 月  
愛媛県

### 3. 事業の実施状況

平成28年度愛媛県計画に規定した事業について、平成30年度終了時における事業の実施状況を記載。

|                  |  |                     |
|------------------|--|---------------------|
| 事業の区分            | 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（病床の機能分化・連携）  |                     |
| 事業名              | 28年度【No. 2】<br>病床機能分化医療スタッフ配置事業  | 【総事業費】<br>399,679千円 |
| 事業の対象となる区域       | 全圏域  |                     |
| 事業の実施主体          | 医療機関、県医師会等   |                     |
| 事業の期間            | 平成28年4月1日～平成37年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 急速な高齢化が進む中、生活習慣病が増加し疾病構造が変化する一方、救急医療をはじめとする地域課題も重要性を増しており、限られた医療資源の有効活用が求められている。<br>アウトカム指標：退棟患者のうち同一院内の他棟以外に退棟した患者数の割合（病床機能報告制度）（H29:78.5%→H30:78.7%）   |                     |
| 事業の内容（当初計画）      | ○急性期病院から回復期病院への転院など、機能分化に応じた病院間連携を推進するための医療スタッフの確保・配置<br>○郡市医師会が中心となり、地域の実情に応じて医師派遣ニーズがある要支援機関に対して医師派遣に協力する協力医療機関への支援等   |                     |
| アウトプット指標（当初の目標値） | ○地域の連携体制の構築に取り組む地区数（5地区）<br>○地域医療連携室の強化に取り組む医療機関数（16機関以上）<br>○協力医療機関から要支援機関に派遣された医師による診療時間（7,607時間以上）  |                     |
| アウトプット指標（達成値）    | ○地域の連携体制の構築に取り組む地区数（H30実績：5地区）<br>○地域医療連携室の強化に取り組む医療機関数（H30実績：2機関）<br>○協力医療機関から要支援機関に派遣された医師による診療時間（H30実績：8,451時間）   |                     |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後1年以内のアウトカム指標 → 確認できた退棟患者のうち同一院内の他棟以外に退棟した患者数の割合（病床機能報告制度） → 確認できた（H29:78.5%→H30:78.7%）<br><b>（1）事業の有効性</b><br>転換可能な病院に対し、高度急性期への病床転換を促進させるため、地域連携により現状の人材を活用しながら、医師偏在を調整することが必要。<br><b>（2）事業の効率性</b><br>地域医療構想に即した機能分化や連携推進を図るため、潜在的に転換可能な病院に対する医師派遣と並行し、救急医療体制の充実のため、「t-PAホットライン」や「急性冠症候群(ASC)ネットワーク」の体制を取り入れ、実績が上がっている。 |                     |
| その他              |  |                     |

|                      |  |                     |
|----------------------|--|---------------------|
| 事業の区分                | 2 居宅等における医療の提供に関する事業(在宅医療・介護サービスの充実)   |                     |
| 事業名                  | 28年度【No.5】<br>在宅歯科医療連携室整備事業  | 【総事業費】<br>108,704千円 |
| 事業の対象となる区域           | 全県域  |                     |
| 事業の実施主体              | 県歯科医師会   |                     |
| 事業の期間                | 平成28年4月1日～平成31年3月31日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ        | 高齢化の進行に伴い、高齢の寝たきり者や要介護者が急速に増加している中で、歯の保存状況と咀嚼機能の回復は全身の健康と生命予後にも影響することが研究により明らかとなっているが、在宅歯科診療の供給体制は十分ではないため、歯科、医科、介護及び行政等の連携体制を構築して窓口機能を一元化し、住民への普及啓発を行う必要がある。  |                     |
|                      | アウトカム指標：在宅での歯科治療件数の増加<br>訪問歯科診療件数の増加（H28:41,582件→H30:43,661件(5%増)）   |                     |
| 事業の内容<br>(当初計画)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各連携機関との調整窓口</li> <li>・在宅歯科医療希望者等の相談窓口</li> <li>・在宅歯科医療や口腔ケア指導等の実施歯科診療者等の紹介</li> <li>・居宅患者に対する歯科診療者の派遣</li> <li>・離島・無歯科医地区に対する口腔ケア対策事業</li> <li>・在宅歯科医療に関する広報・啓発</li> <li>・歯科医師及び歯科衛生士に対する研修</li> </ul> |                     |
| アウトプット指標<br>(当初の目標値) | 連携室による相談対応件数の増加 H29:2,590件→H30:3,034件  |                     |
| アウトプット指標<br>(達成値)    | 連携室による相談対応件数の増加 H29:2,590件→H30:1,403件  |                     |
| 事業の有効性<br>・効率性       | 事業終了後1年以内のアウトカム指標 → 確認できた<br>在宅での歯科治療件数の増加、訪問歯科診療件数の増加<br>(H29:43,115件→H30実績:50,445件(17%増))  |                     |
|                      | <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>相談件数は事業開始後一定期間経過したことから、当初の目標値を達成できなかったが、歯科医院への直接依頼が増えており、在宅歯科医療が浸透した結果ととれる。今後も医療・介護と連携し、通院困難な高齢者、要介護者等への在宅歯科医療の利用普及に勤める。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>連携室を既存の歯科医院内に設置することにより、スムーズに窓口業務や機器の管理を行うことができた。</p>      |                     |
| その他                  |  |                     |

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 事業の区分 | 4. 医療従事者の確保に関する事業(医療従事者等の確保・養成) |
|-------|---------------------------------|

|                  |   |                     |
|------------------|---|---------------------|
| 事業名              | 28年度【No.8】<br>救急医療対策事業  | 【総事業費】<br>100,859千円 |
| 事業の対象となる区域       | 全県域   |                     |
| 事業の実施主体          | 郡市医師会等  |                     |
| 事業の期間            | 平成28年4月1日～平成31年3月31日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 小児救急への対応が可能な医療機関の確保が困難となっているため、小児二次救急医療体制に参画する医療機関を支援し、体制の維持・確保を図る必要がある。また、救急搬送時間が延長するとともに、搬送件数が増加する中であって、救急患者受入体制の維持・確保のために救急医療機関の円滑な受入及び医師の負担軽減を図る必要がある。  |                     |
|                  | アウトカム指標：人口10万人あたり医療施設従事医師数の増加（医師・歯科医師・薬剤師調査）（H26：254.3人→H30：267.8人（2%増））  |                     |
| 事業の内容（当初計画）      | 輪番制により小児二次救急医療を実施している医療機関に対し運営費を補助するとともに、救急搬送システムを運用することにより救急搬送体制を強化する。   |                     |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 小児二次救急実施地区数（2地区）<br>救急搬送システム運用実施機関（14消防機関）  |                     |
| アウトプット指標（達成値）    | 小児二次救急実施地区数（2地区（維持））<br>救急搬送システム運用実施機関（14消防機関（維持））  |                     |
| 事業の有効性・効率性       | アウトカム指標：人口10万人当たり医療施設従事者数の増加（医師・歯科医師・薬剤師調査） →（272.4人（H28）→279.1人（H30）2.5%増）   |                     |
|                  | <p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>医師不足が顕著な小児医療において、小児救急医療体制を維持するとともに、システムの活用により効率的な救急搬送体制を構築することができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>対象医療機関が小児救急医療を担う日数に応じた支援を行うとともに、システムの活用にあたっては関係消防機関が応分の負担をすることで、効率的な事業執行を図った。</p> |                     |
| その他              |   |                     |

|                      |  |                    |
|----------------------|--|--------------------|
| 事業の区分                | 4. 医療従事者の確保に関する事業(医療従事者等の確保・養成)  |                    |
| 事業名                  | 28年度【No.13】<br>看護師等研修事業  | 【総事業費】<br>87,885千円 |
| 事業の対象となる区域           | 全圏域  |                    |
| 事業の実施主体              | 県、県看護協会等   |                    |
| 事業の期間                | 平成28年4月1日～平成31年3月31日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ        | <p>少子高齢化の進行による医療ニーズの増大と高度化、療養の場の多様化に伴う看護ニーズに対応するためには、看護職員の確保・定着と質の向上が不可欠であるが、新人看護職員の離職率が全国平均に比して高いことや、小規模施設においては、自施設内での研修受講機会が少なく、看護職員としてのスキルアップが図りにくい等の課題がある。</p>   |                    |
|                      | <p>アウトカム指標：<br/> ① 県内看護師等養成所卒業生のうち、看護職として就職した者の割合 (H27:88%→H29:90%)<br/> ② 新人看護職員離職率 (H26:8.9%→H28:7.9%)</p>   |                    |
| 事業の内容<br>(当初計画)      | <p>看護教員及び看護職員に対し必要な知識や技術を習得させるための研修を実施し、看護職員の資質向上と職場定着を進める。<br/> ○実習指導者講習会事業 ○看護教員継続研修事業<br/> ○看護師専門分野(がん)育成強化事業 ○新人看護職員研修事業<br/> ○新人看護職員研修体制支援事業(新人看護職員がガイドラインに沿った研修を受けることのできる環境を整備するための方策の検討、中小規模病院の新人看護師対象の合同研修の開催等)<br/> ○看護職員県内定着促進事業(看護職員確保・定着のために、中高生に対し看護職員の魅力発信、潜在看護職員の実態把握等)</p>   |                    |
| アウトプット指標<br>(当初の目標値) | <p>○看護教員継続研修事業修了生の延人数(H27:146人→H28:153人)<br/> ○新人看護職員研修体制支援事業の参加延人数(H27:286人→H28:300人)<br/> ○看護職員人材派遣研修の利用施設数(H27:27件→H28:28件)<br/> ○ふれあい看護体験の参加延人数(H27:454人→H28:476人)<br/> ○看護職員合同就職説明会の参加延人数(H27:64人→H28:70人)</p>  |                    |
| アウトプット指標<br>(達成値)    | <p>○看護教員継続研修事業修了生の延人数(H30実績:177人)<br/> ○新人看護職員研修体制支援事業の参加延人数(H30実績:313人)<br/> ○看護職員人材派遣研修の利用施設数(H30実績:52件)<br/> ○ふれあい看護体験の参加延人数(H30実績:515人)<br/> ○看護職員合同就職説明会の参加延人数(H30実績:294人)</p>  |                    |
| 事業の有効性・効率性           | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標 → 確認できた<br/> ① 県内看護師等養成所卒業生のうち、看護職として就職した者の割合(H30実績:90.3%)<br/> ② 新人看護職員離職率(H30実績:8.8%)</p>   |                    |
|                      | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/> 本事業の実施により、県内看護師養成等卒業生のうち、看護職として就職した者の割合が2%増加した。一方、新人看護職員離職率は0.1%減少、定着については効果出現までには一定の期間が必要と考えられる。<br/> また、医療の高度化や県民の期待に応えられる看護専門職としての基礎的能力の向上に繋がった。さらに、がん看護分野における看護職員、医療機関等の実習指導者、看護教員において専門性の資質向上に寄与したと考える。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/> 研修受講者が、自施設でリーダーとなって研修復命や学習会を実施することにより、各施設の看護職員の資質向上が効率的に図られていると考える。</p> |                    |
| その他                  |  |                    |

|                      |   |                    |
|----------------------|---|--------------------|
| 事業の区分                | 4 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名                  | 28年度【No. 14】<br>看護師等支援事業  | 【総事業費】<br>16,790千円 |
| 事業の対象となる区域           | 全圏域   |                    |
| 事業の実施主体              | 県、県看護協会、看護師養成所  |                    |
| 事業の期間                | 平成28年4月1日～平成31年3月31日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ        | 少子高齢化の進展による医療ニーズの増大と高度化、療養や生活の場の多様化に伴う看護・介護ニーズに対応していくために、より質の高い看護職を育成し、定着、離職防止を図る必要がある。   |                    |
|                      | アウトカム指標：eナースセンター登録者のうち復職した人数<br>11人(H27) → 最新データより増加  |                    |
| 事業の内容<br>(当初計画)      | 更なる看護職員の確保が必要であるため潜在看護師等に着眼し、再就業支援事業等を実施することで看護職員の定着、復職を図る。また、県内中小病院の看護職員を対象にした実態調査を実施する。○中小病院等看護職員離職防止支援事業 ○就労環境改善事業 ○看護教員養成支援事業 ○再就業支援事業  |                    |
| アウトプット指標<br>(当初の目標値) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員離職時等の届出数 (目標：480人以上)</li> <li>・届出者のうち復職希望者の割合 (目標：27年度(52%)比で増)</li> <li>・届出者のうちeナースセンター登録希望者の割合 (目標：27年度(46%)比で増)</li> <li>・潜在看護師等復職支援研修の受講人数 (目標：27年度(60人)比で増)</li> </ul>   |                    |
| アウトプット指標<br>(達成値)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員離職時等の届出数 (H30実績：387人)</li> <li>・届出者のうち復職希望者の割合 (H30実績：53% (27年度比1%増))</li> <li>・届出者のうちeナースセンター登録希望者の割合 (H30実績：25.6% (27年度比20.4%減))</li> <li>・潜在看護師等復職支援研修の受講人数 (H30実績：53人 (27年度比7人減))</li> </ul>  |                    |
| 事業の有効性<br>・効率性       | 事業終了後1年以内のアウトカム指標：→ 確認できた<br>eナースセンター登録者のうち復職した人数 (H30実績：30人)   |                    |
|                      | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>看護職員離職時等における届出制度は、H30年度は387人から届出があり、うち5割以上が求職中となっており、今後復職についても期待ができる。<br/>また、復職希望者に実技研修等を実施することで、安心して復職ができ、かつ定着も図ることができると考え、継続していく。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>潜在看護師等復職支援研修については、H29年度から、事業内容を一部変更して実施しているところ。個別面談によるマッチング作業が必要であるため受講者数は減少したが、H30年度の就職率は90.6% (53名中48名)であり、県内の看護師確保について成果が上がっている。</p> |                    |
| その他                  |   |                    |

|                      |   |                     |
|----------------------|---|---------------------|
| 事業の区分                | 4. 医療従事者の確保に関する事業(医療従事者等の確保・養成)   |                     |
| 事業名                  | 28年度【No. 17】<br>看護師等養成所運営費補助金   | 【総事業費】<br>174,132千円 |
| 事業の対象となる区域           | 全県域   |                     |
| 事業の実施主体              | 医療法人等   |                     |
| 事業の期間                | 平成28年4月1日～平成31年3月31日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ        | 看護職員は依然として不足が見込まれ、新規確保を図る必要があることから、看護職員の新規確保の根幹的な役割を果たす看護師等養成所の運営継続のためには運営費に対する補助が必要。   |                     |
|                      | アウトカム指標：卒業者に占める県内就業率の増加 (H29:75.1% →H30:75.5%)  |                     |
| 事業の内容<br>(当初計画)      | 依然として不足が見込まれる看護職員の新規確保の根幹的な役割を果たす看護師等養成所の運営に対する補助を行い、県内における看護職員の新規確保及び質の高い医療の提供を図る。<br>看護師等養成所の運営に必要な次の経費を支援。<br>・教員経費<br>・事務職員経費<br>・生徒経費<br>・研修経費 等   |                     |
| アウトプット指標<br>(当初の目標値) | 対象施設における定員充足率の上昇 (0.88→0.91)  |                     |
| アウトプット指標<br>(達成値)    | 対象施設における定員充足率の上昇 (H30実績：0.85)   |                     |
| 事業の有効性<br>・効率性       | 事業終了後1年以内のアウトカム指標→ 観察できた卒業者に占める県内就業率の増加 (H30実績:73.1%)   |                     |
|                      | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>昨年度に比べて県内就業率は若干低下したが、概ね7割以上を保持しており、本事業の実施により、当該養成所における質の高い看護教育の提供が行えたと考える。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>看護職員の新規確保の根幹的な役割を果たす看護師等養成所の運営に対する補助を行うことが、より質の高い看護教育の提供に繋がり、県内における看護職員の新規確保及び質の高い医療の提供が行える。</p> |                     |
| その他                  |   |                     |

|                      |  |                     |
|----------------------|--|---------------------|
| 事業の区分                | 4. 医療従事者の確保に関する事業(医療従事者等の確保・養成)  |                     |
| 事業名                  | 28年度【No. 21】<br>二次救急精神科医療支援体制整備事業  | 【総事業費】<br>320,815千円 |
| 事業の対象となる区域           | 松山   |                     |
| 事業の実施主体              | 県、中予の精神科病院   |                     |
| 事業の期間                | 平成29年10月1日～令和4年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ        | 精神科救急対応時間外において、二次救急医療機関（身体科救急）へ搬送された患者のうち、精神科疾患を併せ持つ患者の対応について、各医療機関が疲弊しており、精神科にも対応できるバックアップ体制が求められている。<br>アウトカム指標：特に患者の多い中予圏域の二次救急医療機関全体に占める負担軽減となった医療機関の割合（29年度は20%を目標とし、最終年度までに当初目標以上の増加を目指す。）   |                     |
| 事業の内容<br>(当初計画)      | 二次救急医療機関を受診した、精神疾患を併せ持つ患者の受入・相談体制を構築する。<br>○二次救急医療機関からの受入対応に係る医療機関の人件費<br>○二次救急医療機関からの通報を処理する情報センター整備費<br>○精神疾患合併患者の搬送費用<br>○受入基準の策定及び症例の検討する委員会の設置  |                     |
| アウトプット指標<br>(当初の目標値) | 二次救急医療機関から連絡を受けた精神疾患合併患者の通報・相談件数（初年度は300件を想定）  |                     |
| アウトプット指標<br>(達成値)    | 二次救急医療機関から連絡を受けた精神疾患合併患者の通報・相談件数（H29実績：12件→H30実績：20件）  |                     |
| 事業の有効性・効率性           | 事業終了後1年以内のアウトカム指標 → 確認できた中予圏域の二次救急医療機関全体に占める負担軽減となった医療機関の割合（H29実績：21.4%→H30実績：35.7%）<br><b>（1）事業の有効性</b><br>通報・相談件数は当初想定より低くなったが、二次救急医療機関に対する調査では、全ての機関から夜間及び休日の負担軽減につながったとの回答を受けている。また、利用推進のため、関係機関に対する周知や二次救急医療機関から精神科病院への受入に当たっての基準の緩和に取り組むなど、精神疾患合併症の患者に対して24時間体制で適切な医療が提供できている。<br><b>（2）事業の効率性</b><br>本事業の推進により、身体科二次救急病院の負担が軽減され、精神科病院との連携強化につながった。 |                     |
| その他                  |  |                     |